

第27号議案

加東市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

加東市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

加東市長 岩根正

加東市条例第 号

加東市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

加東市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年加東市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
- (3) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。
- (4) 改正前の欄及び改正後の欄に対応して掲げるその標記部分に下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、その標記部分が異なるものは、改正前の欄に掲げる対象規定を改正後の欄に掲げる対象規定として移動する。

改 正 前	改 正 後
(職員の配置基準)	(職員の配置基準)

第2条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

(1)～(3) 〔略〕

〔新設〕

第2条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数 （地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等（法第23条に規定する居宅サービス等をいう。）の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者（法第9条第2号に規定する被保険者をいう。）の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、市長が適当と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。

(1)～(3) 〔略〕

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、

<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に<u>1</u>の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会（<u>指定居宅サービス事業者等</u>（法第22条第3項に規定する<u>指定居宅サービス事業者等</u>をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等（法第23条に規定する居宅サービス等をいう。）の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者（法第9条第2号に規定する被保険者をいう。）の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうちから、市長が適當と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。）において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者及び員数とすることができる。</u></p> <table border="1" data-bbox="224 1309 1111 1420"> <tr> <td data-bbox="224 1309 572 1420">担当する区域における 第1号被保険者の数</td><td data-bbox="572 1309 1111 1420">人員配置基準</td></tr> </table>	担当する区域における 第1号被保険者の数	人員配置基準	<p><u>当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に<u>2</u>の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者及び員数とすることができる。</u></p> <table border="1" data-bbox="1167 1309 2055 1420"> <tr> <td data-bbox="1167 1309 1516 1420">担当する区域における 第1号被保険者の数</td><td data-bbox="1516 1309 2055 1420">人員配置基準</td></tr> </table>	担当する区域における 第1号被保険者の数	人員配置基準
担当する区域における 第1号被保険者の数	人員配置基準				
担当する区域における 第1号被保険者の数	人員配置基準				

おおむね 1, 000 人未満	前項各号に掲げる者のうちから 1 人又は 2 人	おおむね 1, 000 人未満	第 1 項各号に掲げる者のうちから 1 人又は 2 人
おおむね 1, 000 人以上 2, 000 人未満	前項各号に掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね 1, 000 人以上 2, 000 人未満	第 1 項各号に掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね 2, 000 人以上 3, 000 人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の前項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人	おおむね 2, 000 人以上 3, 000 人未満	専らその職務に従事する常勤の第 1 項第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第27号議案 要旨

加東市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正（要旨）

1 改正理由

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号に規定する基準の改正に伴い、所要の改正をするものである。

2 改正内容

- (1) 職員の配置基準の柔軟化に関する規定を加えること。（第2条関係）
- (2) 所要の文言整理を行うこと。（第2条関係）

3 施行期日 公布の日